

伊勢原市固定資産税等に係る過誤納返還金の支払に関する要綱

伊勢原市固定資産税及び国民健康保険税過誤納金返還金支払要綱（平成5年伊勢原市告示第82号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、瑕疵ある賦課処分（以下「処分」という。）に基づき納付された固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険税（資産割に限る。以下同じ。）に係る過誤納金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により還付することができない過誤納金に相当する額（以下「還付不能額」という。）が生じた場合において、納税者の不利益を補填し、税負担の公平性を確保するとともに、税務行政に対する信頼の回復を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により当該還付不能額及び当該還付不能額に係る利息相当額（以下これらを「返還金」という。）を納税者等に支払うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（返還金の支払対象者）

第2条 返還金は、処分の対象となった納税義務者又は納税管理人（以下これらを「納税者」という。）に支払うものとする。

- 2 前項の場合において、納税義務者に相続があったときは、相続人代表者に返還金を支払うものとする。
- 3 市長は、固定資産が共有の場合には、共有代表者として納税通知書を送付した者に返還金を支払う。
- 4 市長は、過誤納金が生じた納税者の虚偽その他の不正な手段により生じた場合等において、返還金の支払が公益上不適切と認められるときは、返還金を支払わないものとする。

（返還金の額等）

第3条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 還付不能額
 - (2) 還付不能額に係る利息相当額（以下「利息相当額」という。）
- 2 前項第1号の還付不能額は、固定資産課税台帳、国民健康保険税課税台帳等によって算定するものとし、還付不能となる年度以前15年度分の範囲内において算定するものとする。
- 3 第1項第2号の利息相当額は、還付不能額の法定納期限の翌日から起算し、返還金の決定した日までの日数に応じて、当該還付不能額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて計算した金額とする。ただし、納期限後に納付がされたことを確認した返還金については、納付の日の翌日から起算するものとし、還付不能額に対する延滞金がある場合は、これを含めた額を返還するものとする。

（返還金の通知）

第4条 市長は、返還金を支払うときは、納税者にその額等を通知するものとする。

(返還金の支払)

第5条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金をその支払を受ける者に支払うものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和5年3月31日告示第50号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の伊勢原市固定資産税等に係る過誤納返還金の支払に関する要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に判明した固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険税に係る返還金の支払から適用し、施行日前に判明した固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険税に係る返還金の支払については、なお従前の例による。